

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年2月17日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター

院長 亀井 治人

## 1. 調達内容

(1) 調達品等件名及び数量

人工呼吸装置等貸貸借 一式

(2) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(4) 履行場所

独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター

(5) 入札方法

第一交渉権者の決定は、最低価格方式をもって行う。

① 入札金額は(1)の調達品等件名の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。

② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって第一交渉権者の決定価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下「契約細則」という。)第5条の規定に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、競争に参加する資格を有しない。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

① 契約を締結する能力を有しない

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ③ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）32条第1項各号に掲げる者。
- ④ 独立行政法人国立病院機構反社会勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者

(2) 契約細則第6条に規定される次の事項に該当する者、当該事項に該当する者を使用する者で、その事実があった後一定期間を経過していない者は競争に参加する資格を有しない。なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した、契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間を適応する。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- ④ 監査又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- ⑦ 全各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑧ 前各号に類する行為を行なった者

(3) 次の事項に該当する者は競争に参加させないことがある。

- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- ② 経営状況又は信用度が極端に悪化している者

(4) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のA、B、C又はDの等級に格付され、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

### 3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒755-0241 山口県宇部市東岐波685  
独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター  
企画課契約係 丸尾 莞大

(2) 入札説明書の交付方法

(1) の交付場所にて交付する。

(3) 入札書の受領期限  
令和7年3月10日(月) 17時00分

(4) 開札(契約交渉権者決定)の日時及び場所  
令和7年3月12日(水) 10時00分 院内会議室

#### 4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金  
免除

(3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否  
要

(5) 契約交渉権者及びの契約相手方の決定方法  
本公告及び入札説明書に従い、書類・資料を添付した入札書を提出した入札者であって、本入札公告及び入札説明書の競争参加資格及び仕様書の要求、要件を全て満たし、当該入札者に入札書が、独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第21条及び22条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、独立行政法人国立病院機構会計規程54条によって第一交渉権を付された交渉権者と交渉を行い、独立行政法人国立病院機構会計規程55条に基づき契約価格の決定を行った者を契約の相手方にする。

(6) 契約価格の決定  
契約価格は、交渉権者との交渉により決定する。

(7) その他  
詳細は入札説明書による。